

## 随意契約理由書

件名	デュオこうべ浜の手 空気調和機分解整備	
契約の相手方	新晃アトモス株式会社 大阪支社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本件の業務対象機器は、デュオこうべ浜の手における空調設備として設置されている。 当該機器が故障した場合、施設の冷暖房を行うことができず、施設の運営に多大な影響が生じる。 空調設備は平成2年度に設置されてから約29年が経過しており、経年による劣化が進行し整備が必要な時期となっているため順次整備を実施している。</p> <p>本件は、冷水コイル、温水コイル、加湿装置及び駆動部の部品の取替並びに試運転調整を行い、機器の性能の維持ライフサイクルの長期化を図るものである。</p> <p>当該機器は新晃工業(株)製であり分解整備においては、製造業者しか知り得ない設計図書等が必要となる。 同社唯一の保守点検及び整備の業務を担当する系列会社である上記業者以外では、分解整備作業を行うことが不可能である。 以上の理由により、上記請負人と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	都市局 市街地整備部 市街地整備課 推進係	(電話番号 078-595-6749)